中能登町最低制限価格の設定に関する要領（平成21年中能登町告示第28号）新旧対照表

現　行	改正案
（最低制限価格の算出方法） 第４条　（略） ２　工事の請負契約に係る最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額し、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。 (1)　土木工事については、次に掲げる額の合算額 ア　直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額 イ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ　現場管理費に10分の9を乗じて得た額 エ　一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額 (2)　建築工事及び設備工事については、次に掲げる額の合算額 ア　直接工事費に10分の9を乗じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額 イ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ　現場管理費の額と直接工事費に10分の1を乗じて得た額の合算額に10分の9を乗じて得た額 エ　一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額 ３　（略）	（最低制限価格の算出方法） 第４条　（略） ２　工事の請負契約に係る最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額し、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。 (1)　土木工事については、次に掲げる額の合算額 ア　直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額 イ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ　現場管理費に10分の9を乗じて得た額 エ　一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額 (2)　建築工事及び設備工事については、次に掲げる額の合算額 ア　直接工事費に10分の9を乗じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額 イ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ　現場管理費の額と直接工事費に10分の1を乗じて得た額の合算額に10分の9を乗じて得た額 エ　一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額 ３　（略）